平成25年 第1回臨時会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成25年1月30日 開会

平成25年1月30日 閉会

浪 江 町 議 会

平成25年第1回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招·不応招議員	2
第 1 号(1月30日)	
議事日程	
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
会議録署名議員の指名	
会期の決定	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
閉会の宣告2;	

浪江町告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、 平成25年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成25年1月22日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成25年1月30日(水) 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ 5 7 3 番地 (二本松市平石高田第二工業団地内) 浪江町役場 二本松事務所
- 3 付議事件
- (1) 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第7号)

○応招・不応招議員

応招議員(19名)

1番	愛	澤		格	君	2番	Щ	崎	博	文	君
3番	Щ	本	幸-	一郎	君	4番	吉	田	数	博	君
5番	若	月	芳	則	君	6番	横	Щ	精	_	君
8番	泉	田	重	章	君	9番	橋	爪	光	雄	君
10番	田	尻	良	作	君	11番	渡	部	貞	信	君
12番	鈴	木	辰	行	君	13番	佐	藤	文	子	君
1 4 番	紺	野	榮	重	君	15番	佐々	木	恵	寿	君
16番	小	黒	敬	三	君	17番	勝	Щ	_	美	君
18番	三	瓶	宝	次	君	19番	佐々	木	英	夫	君
20番	馬	場		績	君						

不応招議員(0名)

第1回臨時町議会

(第1号)

平成25年第1回浪江町議会臨時会

議 事 日 程(第1号)

平成25年1月30日(水曜日)午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第7号)

出席議員(19名) 2番 1番 愛 濹 格 君 Ш 崎 博 文 君 君 3番 本 君 4番 Щ 幸一郎 吉 田 数 博 5番 若 月 芳 君 6番 精 君 則 横 Щ 君 8番 泉 田 重章 君 9番 橋 爪 光 雄 10番 君 貞 君 田 尻 良作 11番 渡 部 信 12番 鈴 木 辰 行 君 13番 佐藤 文 子 君 14番 野 榮 重 君 15番 佐々木 恵 寿君 紺 敬三 16番 小 黒 君 1 7番 勝山 美 君 三 宝次 君 君 18番 瓶 19番 佐々木 英 夫 20番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 長 町 長 副 馬場 檜 有 君 野 照 行 君 町 長 教 育 長 副 渡邉 文 星 君 畠 熙一郎 君 山 総務課長補佐 復興推進課長 山 本 邦 一 君 君 谷 田 謙 町民税務課長 災害対策課長 大 浦 泰 夫 寿 君 君 岩 野 長 産業・賠償対策課長 復旧事業課長 高 倉 敏 勝君 鈴 木 敏 雄 君 健康保険課長兼津島支所長 福祉こども課長 兼津島診療所事務長 紺 野 則 夫 君 星 光美 君 生活支援課長 会計管理者兼出納室長 中田喜久 君 郎 君 島 \blacksquare 韹 教育委員会教育次長 屋中茂夫君 職務のため出席した者の職氏名 事務局長 次 長 岩 宮 口 勝 美 野 善一 書 記

中 野

夕華子

○議長(吉田数博君) 本日の臨時会の映像配信業務のために、担当者 を配置させておりますのでご了承願います。

東日本大震災以来、本日で1年10か月が過ぎました。

第1回臨時会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はも ちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して哀悼の 意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

ご起立ください。黙とう。

「黙とう」

〇議長(吉田数博君) ありがとうございました。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長(吉田数博君) ただいまの出席議員は19人であります。

定足数に達しておりますので、平成25年第1回浪江町議会臨時会 を開会いたします。

なお、本日、総務課長が欠席のために代わって山本課長補佐が出席する旨、町側から報告が入っております。

(午前9時00分)

◎開議の宣告

○議長(吉田数博君) 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(吉田数博君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(吉田数博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、 13番 佐藤文子君、14番 紺野榮重君、15番 佐々木恵寿君を指名 いたします。

◎会期の決定

○議長(吉田数博君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

- ○議長(吉田数博君) ここで町長より発言が求められておりますのでこれを許します。 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 開会の冒頭にあたり、議長より発言のお許しを いただきましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、はじめに昨年の12月より入院加療をしておりました檜野副町長が、本年1月20日無事退院をし、1月24日より職務復帰をいたしましたのでご報告をいたします。

次に、警戒区域及び計画的避難区域の見直しの件についてご報告をいたします。区域見直しについては、避難指示解除見込み時期の議論と並行して県との協議を行ってまいりました。町としましては、以前住民説明会において基礎となる案を提示したところでありますが、12月の住民説明会での住民の意見等を配慮した上で、一部区域の見直しを行うとともに、区域見直しを大字単位で行うことと決定いたしました。このことを踏まえ、帰還困難区域については、大字酒井、大字大堀、大字井手、大字小丸、大字末ノ森、大字室原、大字羽附、大字津島、大字下津島、大字南津島、大字赤宇木、大字川房、大字昼曽根。

居住制限区域については、大字牛渡、大字樋渡、大字川添、大字小野田、大字谷津田、大字田尻、大字立野、大字苅宿、大字加倉、大字洒田。

次に、避難指示解除準備区域については、大字請戸、大字中浜、 大字両竹、大字幾世橋、大字北幾世橋、大字棚塩、大字高瀬、大字 権現堂、大字西台、大字藤橋として、原子力災害対策本部長へこの 決定について通知をいたしまた。

また、この通知文書において国の責任に基づく対応が必要な6項目に関する付帯事項を付した上で通知をいたしました。

- (1)避難指示区域見直しの施行に伴い、住民の浪江町内の立ち入りが緩和されることになることから、円滑に立ち入りを行い、また浪江町内で健康的で安全な活動が行えるようかかる施策を実施するとともに、住民不在地域への不審者立入り防止のための防犯、防災対策を強化すること。
- (2)迅速かつ確実なインフラ設備の復旧、放射能汚染対策を実行すること。特に学校や通学路における除染作業を徹底し、子供の生活環境における十分な放射線量の低減、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を図ること。また、帰還困難区域に関しても高線

量地区におけるモデル除染や区域内低線量域の除染を遂行し、徹底 した放射線量の低減につとめること。

- (3)町民が安全に帰町するためには、水及び森林の安全、安心の確保が必要不可欠である。水においては、飲料水や農業用水を安心して使用できるよう飲料水におけるろ過装置の設置や、河川における放射性物質の流出防止を実施すること。また、森林においては、早急に除染方針を固め実施するなど、徹底かつ確実な対策を講ずること。
- (4)避難指示区域見直しの施行後においても、長期的な避難生活を強いられる住民に対し、損害賠償のみならず政府としての生活再建施策を講ずること。
- (5)精神的損害に対して支払われる損害賠償については、避難 指示解除後においても、生活環境等が整うまでの間、十分な猶予期 間をもって支払いを行うこと。
- (6)借上げ住宅の入居者の補助支援については、避難指示が継続される限り認めるとともに、復興公営住宅の整備も含めた住環境の改善に努めること。

これらの付帯事項に対しては、政府の原子力災害対策本部における避難指示区域見直しの正式決定を踏まえたのち、国より回答を得ることとしております。

次に、避難指示解除見込み時期の協議結果についてご報告をいたします。

これまで、町は国との協議において、避難指示解除見込み時期については、発災から早くとも6年は要することと主張してまいりました。平成24年10月に議決された浪江町復興計画第1次でもその旨が明記されているほか、復興庁と調整中であるインフラ復旧工程表においても、生活関連サービスの回復まで含めると発災から6年を要することとなっております。

しかしながら、国との協議の中において帰還困難区域については、 発災から6年とするものの、居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、発災から5年とする旨の提示が1月18日に国より出されました。国が示した内容を加えると財物賠償に関しては、帰還困難区域については全損扱いとなり、その他の地域についても避難指示が1年延びれば全損扱いとなり、家財を除き同じ扱いとなります。

町としましては、国が示す避難指示解除見込み時期については、 あくまでも現段階におけるインフラ工程表上等を踏まえた机上の判 断であるため、第1に毎年度の進捗状況を確認し、必要であれば時 期の見直しを行うこと。第2に避難指示解除の判断にあたっては、 単に戻すことが目的ではなく、暮らしを営むことができる水準であ ることの2点の整備が必要と考えました。

この点について、国と改めて交渉を行い、その結果、今後のさらなる見直しの考え方及び避難指示の解除にあたっての考え方、それらを含んだ4項目の考え方について、国から文書による提示を受けるに至りました。

- ①避難指示解除の見込み時期は、将来時点における避難指示の解除の見込みを示すものであり、解除見込み時期の決定をもって避難指示が解除されるものではない。
- ②避難指示の解除は、電気、ガス、上・下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療、介護、郵便などの生活関連サービスが概ね復旧し、こどもの生活環境を中心とする除染が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ進めていくこととなる。
- ③一度解除見込み時期を決定した場合であっても、決定内容の見直しを行うことは可能であり、日常生活に必須なインフラや生活関連サービスの復旧、除染作業の毎年度の進捗状況等を踏まえて町と協議する。
- ④なお、避難指示の解除は、避難されている住民の方々に元の住居に戻ることを強制するものではない。戻りたい方がふるさとに戻って、自立した暮らしを営めるようにしたいという町の要望を十分に踏まえ、避難指示の解除について協議する。

1月25日付けでこれらを踏まえた内容による避難指示解除見込み時期及びその考え方の整理を行った文書を国より受けとりました。

町としましては、これらの提示内容等を総合的に勘案し、避難指示解除見込み時期について、現時点においては国の提案のとおりとすることとし、その旨を原子力災害対策本部長宛てに公文書で通知をいたしました。

さらに、町としましては、この通知において先に国と取り交わしを行った項目以外にも、国の責任に基づく対応が必要な6項目について付帯事項とすることといたしました。基本的には、避難指示解除見込み時期の通知と同様の付帯事項となりますが、1項目については、避難指示解除見込み時期の見直しに関する事項としております。

- (1)今後における避難指示解除見込み時期の見直しに際しては、 以下の点を踏まえるものとすること。
 - ①日常生活に必須な医療、介護、福祉など生活関連サービスにつ

いて人々が暮らしを営むことができる水準であること。

- ②放射線量については、生活実態に即した現地における空間線量 モニタリング及び土壌モニタリング結果を踏まえること。
- ③特に、学校や通学路等における除染作業を決定し、子供の生活環境における十分な放射線量の低減、追加被ばく線量、年間1ミリシーベルト以下を図ること。
- ④避難指示の解除に際しては、地域の実情を十分に考慮し、生活 関連サービスの回復や放射線量の低減状況を踏まえ、町及び住民の 協議及び了解を得ること。

以下、残りの大きな5項目については、区域見直しの付帯事項と 同じ内容であります。

以上、避難指示区域見直し及び避難指示解除見込み時期にかかる 最終的な町の方針を1月25日付けで国に通知いたしました。町とし ましては、その際、今回町側の通知に基づき原子力災害対策本部決 定を速やかに行い、それに基づく正式決定通知を行うことを現地対 策副本部長に求め、その履行について確約をいただいたものであり ます。

なお、正式には、政府原子力災害対策本部における決定を待つこととなりますが、区域見直しを踏まえた住民の立ち入りについては、4月1日の施行に向け、現在国側及び県部局と各課で調整中であることをあわせてご報告をいたします。

〇議長(吉田数博君) 暫時休議いたします。

(午前 9時15分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前 9時16分)

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(吉田数博君) 日程第3、議案第1号 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

〇町長(馬場 有君) 議案第1号 平成24年度浪江町一般会計補正予 算(第7号) についてご説明いたします。

本案は、区域再編に伴う関連費用で歳入歳出それぞれ2億6,880 万8,000円を補正増するものであります。

歳入については、浪江町復旧復興基金繰入金1億9,601万円、消

防防災施設災害復旧費補助金3,463万1,000円、消防防災設備災害復旧費補助金3,816万7,000円の増額であります。

歳出の主なものは、防犯バリケード設置工事1,432万6,000円、浪 江町防災行政無線災害復旧工事1億919万9,000円、外部被ばく線量 測定業務委託ほか災害救助費委託料1億2,881万5,000円の増額であ ります。

詳細については総務課長補佐に説明させます。

- **〇議長(吉田数博君)** 内容説明、総務課長補佐。
- 〇総務課長補佐(山本邦一君) それでは、事項別明細書により100万円以上の主な予算についてご説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。歳入でありますが款14国庫支出金、項2国庫補助金、目3総務費国庫補助金、節3消防防災施設災害復旧費補助金3,463万1,000円、節4消防防災設備災害復旧費補助金3,816万7,000円、合わせて国庫補助金7,279万8,000円の補正増であります。これは、浪江町防災行政無線の災害復旧工事にかかる補助金でございまして、補助率が3分の2となっております。

次に、款18繰入金、項2基金繰入金でございますが、浪江町復旧・復興基金からの繰入金1億9,601万円の補正増でございます。補正後の基金残高につきましては40億3,950万9,000円でございます。 次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、款3民生費、項1社会福祉費、目6災害救助費1億5,934万9,000円の補正増でございます。主なものといたしましては節11需用費、579万9,000円の補正増で、これにつきましては立ち入りのためのしおりの作成費用など区域再編施行のために必要な各課の事業費を計上しております。次、節12の役務費でございますが、299万2,000円の補正増で、主なものは災害対策課の通信運搬費、郵送料でございます。次に、節13委託料でございますが、1億2,881万5,000円の補正増でございます。主なものといたしましては、総務課分としまして仮設浄化槽設置工事設計委託料、災害対策課分としまして浪江町防犯管理業務委託料、健康保険課分としまして外部被ばく線量測定業務委託料等でございます。次に、節14使用料及び賃借料ですが、653万2,000円の補正増で、主なものは災害対策課の仮設トイレリース料627万2,000円でございます。次に、節15工事請負費1,432万6,000円の補正増で、防犯バリケード設置工事費でございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。款9消防費、 項1消防費、目4防災対策費の15工事請負費1億919万9,000円の補 正増で浪江町防災行政無線の災害復旧工事費でございます。

戻りまして、3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表繰越明許費の補正でございます。款3民生費、項1社会福祉費、外部被ばく線量測定事業1億887万1,000円。

款9消防費、項1消防費、浪江町防災行政無線災害復旧事業1億 919万9,000円の繰越明許費を設定するものでございます。年度内完 了が見込めないため設定するものでございます。

以上であります。

よろしくお願いします。

- **○議長(吉田数博君)** 以上で提案理由の説明が終わりました。 質疑は、後ほど行います。
- **〇議長(吉田数博君)** ここで、常任委員会審議のため暫時休議いたします。

(午前 9時23分)

〇議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午前10時21分)

- ○議長(吉田数博君) 日程第3、議案第1号 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第7号)、これより質疑を行います。 質疑ありませんか。 2番。
- ○2番(山崎博文君) 1点だけお伺いいたします。7ページ、節13委託料、一番下の外部被ばく線量測定業務委託料についてお伺いたします。まずは外部委託の繰越明許費だということですから、4月以降ということになるのでしょうが、まずガラスバッジだと思うのですが、その線量健康管理には非常に必要だと思います。対象者数と対象人数についてお伺いいたします。

また、町が既に健康管理手帳ということで発行しておりますが、 このデータをどのように管理するのか、管理の方法について町のか かわりについてお伺いいたします。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** ただいまのご質問についてお答えを申し上げます。対象者人数は2万1,000人、現在いらっしゃるわけでございますが、お配りする予算に計上しました人数については1万7,281人分でございます。

それから、健康管理手帳にどのように反映させるのかということ

でございますが、当然のことながら健康管理手帳の中には外部被ばく線量のガラスバッジの測定の項目がございます。当然のことながら、そこに結果に基づいた数値を書き入れて健康管理につなげていただきたい。

それから、そういうデータは、当然町のほうにももたらされるわけでございまして、健康管理システムが構築されておりますので、その中にその項目が入れるようなシステムを改修しながら、町のほうでも線量についての健康管理並びに数値の管理をしていきたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 2番。
- ○2番(山崎博文君) 対象は全町民であるが対象人数は約1万7,000 人を見込んでいるということですが、以前15歳以下または妊婦に対 してのガラスバッジは配付して健康管理に生かしていたはずです が、その辺の絡みはどのように考えていますか。
- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** いわゆる今まで18歳以下の子供たち、 それから妊婦の方々にも健康管理について自分の責任の中で健康管 理をしてもらう。そのためにはガラスバッチが必要だということで 県の補助を得ながら今までやってまいりました。そういう方々を抜 いた数字にもなっているのが確かでございます。

当然のことながら、そういう方々に配ったガラスバッジ、それから今回配るガラスバッジというのは、だぶらないような形も考えております。そういうことで妊婦、18歳未満の方々についても、今後についても健康管理のためにガラスバッジの配布事業は推進してまいりたいと考えております。

- **〇議長(吉田数博君)** 2番。
- **〇2番(山崎博文君)** 私、今質問中、15歳以下と申し上げましたが、 18歳以下ですか、文言の訂正お願いいたします。

それとデータの管理公表の仕方なのですが、以前も私が質問したと思うのですが、3カ月に1回ぐらいですか。集計をして公表すると。しかも個人的に通知するのが当然でしょうが、マスコミ等も使ってぜひ公表して、健康上今のところは被害がありませんということを行うべきではないかと思うのですが、私の知る範囲ではそういうところが不足しているのかと思うのですが、この点についての考え方をお伺いいたして最後にします。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** データの公表でございますが、ホームページ、広報等に、公表はいままで浪江町の1年間分の公表につい

てはされております。

それからマスコミ関係でございますが、今後浪江町に自由に出入りできるようになれば、当然ガラスバッジでもって健康管理をするような状況になりますので、それも合わせてホームページなり、それからマスコミや当然のことながら広報に載せて、皆さんの今の現状を提示していくと考えております。

〇議長(吉田数博君) 20番。

○20番(馬場 積君) 補正予算のページに従って若干質疑をしたいと 思います。

繰越明許が2本出ております。提案理由の説明もありました。今も質疑がありましたが、外部被ばく線量測定事業、いわゆるガラスバッジの配布は繰越明許になっておりますが、事業実施の時期はいつ頃になるのか。

それから防災無線についても同じことを質問すると同時に、復旧対象の防災無線は何処と何処なのか。これについてお尋ねいたします。

それから5ページ、財源として復旧・復興基金繰入、約2億円が 行われるわけですが、これは当然のことながら原発被災、避難に伴 う必要な行政経費であります。これは賠償請求をなされるお考えな のかどうか。

それから6ページ、委託料で仮設浄化槽設置工事が約1億3,000万円ほど補正計上されております。仮設浄化槽については、何処の地区に何箇所設置することになるのか。それで十分な必要戸数なのか、どうなのか。同じく7ページには仮設トイレの経費として650万円ほど計上されておりますが、これも同じく何処にどれだけ設置をするのかと。それで通過往来になった場合、トイレの利用上、不足をきたすようなことはないのかというものであります。あわせて、し尿の処理についてはどういう見通しなのかということをお尋ねしたいと思います。

同じく7ページ、工事請負費で防犯バリケードの設置工事予算が1,432万6,000円ほど計上されております。バリケードも、どこに設置をされるのか。どういう様式、形式になるのかということについて説明をお願いしたいと思います。

それから7ページに職員の宿舎借上げ料がありますが、通過往来に伴って、職員の配置も考えられると。職員の配置はどういう形で考えているのか。これは一般職員だけではなくて通過往来ということになれば、医療関係の職員配置、あるいは体制整備が求められるということに、そのことについて現時点でどういう計画で、どこま

で進んでいるのか。いつ頃までそのことについてはっきりするのかと。

以上何点かお尋ねいたしましたので、再質問しなくて済むように 明解にお答えいただきたいと思います。

- ○議長(吉田数博君) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(紺野則夫君) それでは繰越明許の1億887万1,000円の件でございますが、これにつきましては契約は当然今年度に契約する。しかしながら、4月1日から浪江町のほうに自由に立ち入りできるとなれば、当然今年度で委託契約をしなければ、その人達のガラスバッジによる健康管理ができないわけでございまして、年度内に契約をして予算執行については4月1日以降ということで、いわゆる予算額がまたいでしまうということでございます。
- **〇議長(吉田数博君)** 災害対策課長。
- 〇災害対策課長(岩野寿長君) 補正予算書の3ページ、繰越明許費、 款9消防費、繰越額が1億919万9,000円であります。これは防災無 線の復旧事業でございますが、まず無線施設としまして、中継基地 1基、それから屋外拡声小局が6基、この6基については津波の流 失分であります。それから無線設備といたしまして、親局が1基、 中継局が1基、それから屋外拡声子局52基、この52基についてはい わゆるバッテリーの交換等の補修事業であります。

繰り越しの理由でございますが、この津波の流失分の6件については3月年度内の施設補修について、なかなか無理だということでございます。その分を新年度に繰り越すという考えであります。

- 〇議長(吉田数博君) 総務課長補佐。
- ○総務課長補佐(山本邦一君) お答えいたします。繰入金につきましての東電に賠償請求する考えはということでございますが、当然原発事故によって生じた行政経費については請求したいと考えております。

それから、仮設の浄化槽の設置工事に伴う設置箇所数はということでございますが、現在、役場本庁舎及び休憩施設としての利用を考えている貴布祢、双葉警察署の浪江分庁舎の3カ所に設置を予定しております。

- 〇議長(吉田数博君) 災害対策課長。
- ○災害対策課長(岩野寿長君) 7ページの節14使用料及び賃借料の中の仮設トイレのリース料でございます。627万2,000円、これは避難指示解除準備区域に38基、居住制限区域に22基、トータルで60基の設置を考えております。主な場所といたしましては消防屯所、それから各行政区にございます集会所等を予定してございます。

それから汲み取りの関係でございますが、これは6ページ、目6 災害救助費の節12役務費、手数料15万2,000円の予算で汲み取りを 考えてございます。

- **〇議長(吉田数博君)** 災害対策課長。
- ○災害対策課長(岩野寿長君) バリケードの設置工事でございますが、まずH鋼で35カ所、開閉式で9カ所、いわゆる準備区域と居住制限区域の設置でございます。帰還困難区域へのバリケード設置については、国のほうで対応することになっております。
- 〇議長(吉田数博君) 総務課長補佐。
- ○総務課長補佐(山本邦一君) 7ページの職員宿舎借上げ料に伴いまして、職員の配置はということでございますが、4月1日から常駐する職員、現在のところ3、4名を見込んでおります。現在、人事ヒアリングをしているところでございます。
- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 医療の関係でございますが、当然浪江 町に4月1日から自由に入れるようになりますと、皆さんの健康管 理が当然されなければならないと考えております。

今現在、相馬郡医師会の会長さん、それから副会長さんにお願いしてまいりまして、浪江町の住民の健康管理について、医師会がローテーションを組んで浪江町に医師の派遣をしていきたいと回答はいただいております。今後については、契約関係と、依頼文書等の作成を進めなければなりません。先ほど申しましたように、浪江町に診療所を設けて皆さんの健康管理にあたってまいりたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 20番。
- ○20番(馬場 積君) 順序はバラバラになりますが、再質問いたします。浪江町に診療所を開設すると、医師会の協力も得て医師の派遣についてはローテーションを組んで体制をとるということですから、町民としては安心できるひとつの材料ではないかと思います。これに関連して2つほどですが、浪江町に開設する診療所というのはどこに開設することになるのかということが1点。

あと、考えられることは、高齢者の帰宅が相当増えるのではないかと。現時点でも医者にかかっていると、あるいは介護サービスを受けているということで、現地での対応、今の町の体制だけでは至難の業だと思います。前回の全員協議会でも専門職の増員を図るべきではないかということを求めましたが、町長、区域再編に伴って、新たな問題が発生されると。町民の健康と安全を守るという点から言えば、医療介護の体制についても医師会の協力は非常に有り難い

わけですが、町としても県、国に対して支援体制というか、具体的に専門職の増員配置を求めるべきではないかと考えます。先ほど町長が議会に対して説明された付帯事項の中に、町民の健康と安全を守るということを国に強く求めているということですから、第一番の問題としてそのことが必要ではないか。町長としてのお考えと、今後の取り組みについてお答えいただきたい。

それから、職員の常駐3から4名、これもそれで十分かどうかということについては、本当にスタートしてみないとわからないと思いますが、考えられることは4月1日、立ち入り自由開始直後は相当立ち入り者が増えるのではないかと。先ほどもいいましたが、どこで何があるかわからない。そういうときに、消防も含めた防災、防犯の問題は非常に重要になってくるわけですが、町としての職員体制についても、今放射能汚染地区に入るわけですから、職員の健康管理に留意しつつ、状況をみて、これは一時帰宅に対する非常事態にも対応できる一定の体制はとる必要があるのではないかと思います。浪江町だけで対応できないとすれば、近隣町村との連携、あるいは近隣町村に在住するという方法も考えておく必要があるのではないかと思います。これは檜野副町長なのか総務課長なのか、担当する部署でどう検討されているかお答えをいただきたい。

防災無線については了解をいたしました。

ただ、帰還困難区域については国の責任で行われるということですが、帰還困難区域の住民にとって一番不安なのは、どういう形態で通行確認が行われるのか。これも再々求めておりますが、一番いいのは検問方式だということですが、その見通しも含めて具体的に国との関係で4月1日ですから、もうこれからということでは私は遅いと思うんです。相当煮詰まっているのではないかと思いますので、帰還困難区域については酒井地区も入ったわけなので、どういう形でバリケード体制をとるのか、検問体制をとるのかお答えをいただきたいと思います。

それから、仮設トイレについては60カ所、解除準備区域、居住制限区域あわせて60カ所で、屯所と集会所ということですから、私は分かりやすいと思うんです。わかりやすいと思うけれども、やはり生理現象だから至近距離にないと緊急事態に対応できないということもあると思うんです。必要に応じて増設するという柔軟な対応が必要なのではないかと。屯所と集会所の配置も考えながら、人口密度も考えながら、トイレの配置の柔軟な対応についてどのように考えるかお答えいただきたい。合わせて下の話になりますが、その処理はどのように行うつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

関連している部分もありましたが、繰越明許については了解をいたしました。なお、ガラスバッジについてでありますが、繰越明許にして、4月1日以降執行の予定だということでありますが、これも4月1日に物理的に間に合わないとすれば、早ければ早いほうがいいということを指摘した上で、最大いつ頃まで配布可能なのか。どういう見通しをお持ちなのかお答えいただきたい。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 第1点目の診療所をどこに置くかということでありますが、現在予定しているのは貴布祢の診療所をお借りしたいということで今事務を進めております。

それから、高齢者への対応でありますが、区域の見直しによって自由に出入りができるということでありますので、これは医療、福祉の支援体制、これは先ほど健康保険課長が答弁しましたように、相馬郡の医師会とよく協議しながら、その辺はぬかりなくしていきたい。

それから、避難指示解除の見込みとの関連での医療介護の支援体制ですが、これは当然先ほど申し上げましたように、医療あるいは福祉サービス機関が万全でなければそこで生活できませんので、これは強く今国にも要請していますし、それから予算措置もお願いをして、とにかく戻って生活ができるような水準まで国、あるいは県のほうには強く要請していきたいと考えております。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁者、檜野副町長。
- ○副町長(檜野照行君) 浪江町の常駐の職員の計画、考え方をどうし ているのかということですが、現実的にはいろんな状況を踏まえて まず考えなくてはならないと、実は人事ヒアリングを今やっていま す。限られた人数の中から必要な人数を割いていくということにな ります。一つは大きなネックというか必要なものは、その職員が寝 泊まりできる場所がどのぐらい確保できるかというのも実はありま す。その辺も今民間の企業やなんかが今休止しているところの建物 やなんかに盛んに交渉しているわけですが、それらを踏まえていわ ゆるオープンの4月1日時点でどうなるのか。それから、最終的な 帰還に向けた浪江町に軸足をどんどん浪江に戻すために、いわゆる 復旧やなんかを促進するために、どの部隊が早く向こうに行ってい なくてはだめなのか。その辺も人事財政も含めながら今盛んに各課 と調整をしているところなので、それらを踏まえながら進めたいと 思います。今の時点では、まず4月1日時点で、緊急に必要な体制 はどうかということと、それから先ほど言いましたけれども、今後 のいわゆる浪江町帰還に向けた準備それらに向けた体制をどうする

かということを全体を含めながら今検討していますので、今後また、 その辺が決まっていく段階では皆さんにもお知らせできると思いま す。現状では、そのような作業を今やっております。

- **〇議長(吉田数博君)** 健康保険課長。
- **○健康保険課長(紺野則夫君)** それではガラスバッジの配布時期でございますが、当然4月1日から自由に立ち入りできるとなれば、その前には当然配っておく。3月中旬頃までには全員にお配りできるようなことで進めてまいりたいと考えております。
- **〇議長(吉田数博君)** 答弁、災害対策課長。
- ○災害対策課長(岩野寿長君) 1点目の帰還困難区域への一時立ち入りの件でございますけれども、区域再編後における帰還困難区域への一時立ち入りは、現在国のほうで行っております立ち入りと同じ形になると思います。マイカー立ち入り、それからバスの立ち入り、この二本立てになると思っております。マイカー立ち入りは月1回程度、バス立ち入りは四半期に1回程度の立ち入りを認めることを現在国は考えているようでございます。

それから、公益立ち入りにつきましては、現在と同じ1カ月から 3カ月間の通行許可証の発行を考えておるようでございます。

それから一例を挙げますと、津島は帰還困難区域になるということで、バリケードの設置を考えております。水境付近に1カ所、下で室原に1カ所ということで、そこには当然国からの委託業者、おそらく警備会社の方と思いますけれども、そこで通行証の確認をして出入りさせるという形になるかと思います。

それから、仮設トイレの設置のご質問でございますけれども、60 カ所ということで今回は計画しています。当然これから増設の要望 がございましたらそれなりに対応していきたいと考えております。

それから、し尿処理の件でございますけれども、これは処理業者 のほうに委託を考えております。

- **〇議長(吉田数博君)** 20番。
- O20番(馬場 績君) バリケードの設置についてでありますけれども、 帰還困難区域については水境と室原に設置すると。通行証確認方式 をとると。体制としては、国からの委託業者が行うものと考えられ るということでありますけれども、ここから類推できることは、水 境と室原ということですから上と下、114号を閉鎖するということ だと思うんです。そうすると、帰還困難区域の地域は津島、飛び地 でありますけれども酒井も入るということなので、津島で言えば 459についてはそれでは通過往来ということになるのかどうか。帰 還困難区域に通じる路線としていくつかの国県道がある。そこの管

理体制はどういうふうになるのかということについてお尋ねいたします。

それから、職員の配置で4月1日以降、この問題とそれから解除後のことについて、二段構えで考えているということでありますが、私は当面は区域再編に伴う通行往来における安全、安心体制を構築していくかということだと思うんです。

その意味で、解除後どうするかについては今後検討するということですけれども、当面3~4名の職員を配置するということで足りるのかどうかという心配をいたします。そういう意味で、体制強化ということも考えないと、相当人数が浪江町に立ち入った場合のさまざまな事案の発生に前もって対応できる体制を構築するという意味からは3、4名では不十分ではないかと思います。改めて3、4名にした根拠についてどういうことなのかということと、あと常駐する職員と町民が緊急時においても連絡できる体制でなければならないと思います。常駐する職員あるいは駐在所との連絡連携をどういう形で行う考えなのか。電話番号の開示も含めて、その具体的なスタイルについてお答えいただきたい。

最後になりますけれども、高齢者の対応も含めて専門職の増員は 当然だという町長の考えであります。それは全くそのとおりで、問題は解除後、安心して生活できるようにならなければそれはだめだ と。それはそのとおりで、そうではなくてそれはそれでそのとおり だから、そうではなくて4月1日以降、相当数の町民が立ち入りすることになると。高齢者も、病院に行っている人も介護サービスを 受けている人も、立ち入りするようになるのではないかと。そのと きに、健康上あるいは介護の緊急必要性が出た場合、緊急対応できる体制も構築しておく必要があるというのが前段での私の指摘で す。そういう点からも、計画に対して専門職の増員配置を求めていくべきではないかということですので、改めて町長の今後の進め方についてお答えください。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁者、町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 区域の見直しによって緊急対応、これはもちろん大切ですので、先ほど健康保険課長が答弁しましたように、相馬郡の医師会との相談の中でそういう問題も含まれております。

ですから、どういう状況をつくっていくかは、その医師会との協議になると思いますけれども、いずれにしてもこれは健康管理の問題ですので、これは県のほう、あるいは国のほうに自由に入れるような状況をつくったということで、責任をもって国、県そういうことを要請をしていきたいと考えています。

- 〇議長(吉田数博君) 災害対策課長。
- ○災害対策課長(岩野寿長君) 国県道の通過交通の件でございますけれども、いわゆる区域再編の浪江町に立ち入る場合は、防犯の関係上、国道6号それから国道114号のみとし、その交差点付近に確認所を設置し、通行許可証のチェック、それからナンバーのチェックなどを行うことを考えております。

また、隣接市町村に通ずる道路については、防犯の関係上、バリケードの設置を考えております。国道、県道につきましては、開閉式のバリケードを採用し、町道等については、H鋼のバリケードを設置する考えでおります。

なお、このバリケードの設置に関しての協議を現在国、県、関係 市町村と行っているところでございます。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁者、総務課長補佐。
- ○総務課長補佐(山本邦一君) 職員配置の考えで、3、4名で足りるのか、十分か。体制強化が必要じゃないかというご質問でございますが、まず正職員については4月1日時点では3、4名程度と考えております。これにつきましては、現在、南相馬市内の借用できるような施設をいろいろ交渉しているのですが、現在のところ4戸程度確保できる見込みということで、4月1日時点では3、4名程度としております。さらにその体制強化という部分でございますが、臨時職員さらには支援できる職員についても、現在要請中でございまして、実際は3、4名以上になると思っております。

さらに警察、消防等の連携強化の部分でございますが、当然警察もしかりですが、消防、さらには警備員、あと近隣市町村ということで南相馬市との連携も十分必要でございますので、また、南相馬市に出張所を出しておりますので、南相馬市出張所の職員との連携というのも必要かと思っております。その辺十分な連絡体制をとって防犯体制と緊急体制等にあたりたいと思っております。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁者、檜野副町長。
- ○副町長(檜野照行君) 立ち入りやなんかで入った住民に対する連絡体制とかその辺については、皆さん楢葉町の例を御承知かどうかですが、我々今準備しているのは、いわゆる立ち入りに当たって、立ち入りの心構え等を踏まえたしおりを作って、いわゆる緊急連絡とかその辺体制についてもその中でしっかりと示して、必要なものを情報をあらかじめ与えて、そういう準備をお互いに準備した上で入るということを今準備しておりますので、今回の予算の中でもその辺の郵送料とか、印刷料なんかも上げておりますけれども、そういうような体制で、一つ一つ今心配されているようなことを起きない。

ように、一つ一つ準備しながら、4月に向けて今作業を進めているところであります。

- **○議長(吉田数博君)** 他に質疑ありませんか。 10番。
- ○10番(田尻良作君) 防犯バリケードの設置工事の件なのですが、20番のほうから大体質疑を聞いておりまして大体わかったんですが、その中で、細かいところはこれから国との協議をする、まだ協議中だという答弁がありました。4月1日から立ち入りに向けて、国との協議の中で、細かいところがいつ頃決定されて、その町民が4月1日の解除に、準備等々あると思います。もちろん困難区域については立ち入り申請が必要な土地になっていると思うんで、なるべく早く今協議している細かいところの会議がいつ頃我々町民のほうに開示されるのか。その辺のところを一つお聞きしたいと思います。

それと困難区域、制限区域の線引きになってくるんですが、一時立ち入りの時に、今まで通過できた道路がバリケード等で封鎖されるということになってくるんですが、細かいことをいうようなんですが、山麓線が非常に微妙な形になってきます。県道なんですが、その道路をまっすぐにセンターですね。そこで制限されるんじゃなくて、バリケードといいますかその線が困難区域側になるのか。それともこっちの制限区域になってくるのかという部分です。いわゆる道路を今まで通り通過できる部分もあるのかというところなんですが。わからないかな。その2点についてお聞きしたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、災害対策課長。
- ○災害対策課長(岩野寿長君) まず1点目のバリケードの設置の関係の協議なんですが、昨日も行ったところでございます。早急にこの件をまとめないと、4月1日施行までには間に合わないということで、これは早急にまとめたいと考えております。

それらを住民の方にお知らせということでございますが、先ほど 檜野副町長からございましたように、町では立ち入りの際の注意点 をまとめたしおりを発行したいと考えております。立ち入りの方法 とか、それから電気、ガス、上水道の使用とか諸々でございますけ れども、それらの注意点をまとめたしおりを発行したいと思います。 4月1日施行でございますので、遅くても住民の方には2週間前ぐ らいには送付したいという考えでおります。

それから、山麓線の通過交通でございますけれども、いわゆる3 区域での末ノ森それから田尻の部分だと思いますけれども、おっしゃるように道路、センターで区域割りが、字界になっていると思います。今現在考えているのは、その山麓線は居住制限区域のほうに 含めたいということで現在国と調整しているところでございます。

- 〇議長(吉田数博君) 10番。
- **○10番(田尻良作君)** 2週間前に公表するということですが、3月上旬にはその点については明らかになるということでこれは了解しました。

今言った山麓線なんですが、本当に微妙なところで、通常今まで通行できたところが、その規制によって回り道をしなくてはいけないような状況になるんですが、これは制度的に法律で決まるわけですからいたしかたないと思うんですが、その辺について今後町民のほうからいわゆる今まで自由に通過できた道路、今後一時立ち入りするために非常に不便だというような案件が出てきた場合に、微妙にちょっと規制を解除するではなくて変更できるようなことは今後可能なのかどうかその辺をお聞きしたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、災害対策課長。
- 〇災害対策課長(岩野寿長君) お答え申し上げます。

まずその区域再編の変更ということでございますけれども、これはかなり難しいかと思います。ただ、バリケードの設置に関してはそういった要望がございましたら、国と検討してまいりたいと考えています。

- 〇議長(吉田数博君) 10番。
- O10番(田尻良作君) 難しいというのはわかるんですが、要するにこれから6年間なんですね。その期間に国のほうも一生懸命除染をしていくという形で、ある程度の線量が下がってくれれば、ある程度のそういう規制の緩和等々も今後考えられると思うんです。

ですから、その辺のところをこれからの国との協議の中でも、町の方で要請していくとかそういう形でお願い、これは要望なんですが、答弁あればお願いします。

- 〇議長(吉田数博君) 答弁者、渡邉副町長。
- ○副町長(渡邉文星君) 議員の言わんとすることは十分理解いたします。そこで、今バリケードの設置場所についても国と協議しているということで、それが大まかに決まっていけば、各区長も含めて確認作業に入って最終決定という形にしたいと思いますので、その利便性も含めて基本的には変更はできませんけれども、その設置する前に、しっかり区長さんにも相談しながら決めていきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。
- **○議長(吉田数博君)** 他に質疑ありませんか。3番。
- **○3番(山本幸一郎君)** 7ページ、浪江町防犯管理業務委託の件についてお伺いいたします。この件は普通にシルバーに委託するのか。

警備会社に委託するのか。あとその人数、車3台で回るのか、10台で回るのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

- **〇議長(吉田数博君)** 答弁者、災害対策課長。
- **〇災害対策課長(岩野寿長君)** ご答弁申し上げます。

7ページの委託料、防犯管理業務委託でございますけれども、これは業務2つほどございます。まず1つ目は、道路の出入り口の管理業務、いわゆる検問所を設置しますので、その管理業務でございます。箇所は国道6号知命寺交差点、西と東。それから国道6号高瀬交差点、西と東。さらには国道6号地蔵前交差点、これはヨークベニマルの出入り口となりますけれども、東側に1カ所でございます。そこで通過する車両のチェック、許可証のチェックとかナンバーのチェックをするということです。この委託は、いわゆる議員おっしゃるように警備会社のほうに委託したいと考えております。

それから、もう一つの業務でございますけれども、これは町内の 防犯パトロールの業務でございます。準備区域と居住制限区域の防 犯パトロール業務でございます。車両は2台、時間は午前7時から 午後8時までの13時間の業務でございます。

- 〇議長(吉田数博君) 3番。
- **○3番(山本幸一郎君)** 再確認で大変申し訳ございません。この中を 警備する2台も警備会社ということでよろしいのでしょうか。
- ○議長(吉田数博君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、議案第1号 平成24年度浪江町一般会計補正予算(第 7号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数]

○議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(吉田数博君) 本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年第1回浪江町議会臨時会を閉会いたしま

(午前11時18分)

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

浪	江	町	議	会	議	長	吉		田	数	博
署		名		議		員	佐		藤	文	子
署		名		議		員	紺		野	榮	重
署		名		議		員	佐	々	木	恵	寿